

平成26年三条市議会第2回定例会請願文書表

受理番号	第 40 号	受理年月日	平成26年3月6日
件名	労働者保護ルール改定反対を求め る意見書の提出を求める請願		
紹介議員	梶 勉君 西川哲司君 山田富義君 杉井 旬君 小林 誠君 笹川信子君		
請 願 文			
<p>【請 願 理 由】</p> <p>我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会です。この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。</p> <p>それにもかかわらず、今、政府内に設置された一部の会議体では、成長戦略の名の下に解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及、労働者保護の後退を招くおそれのある労働者派遣法の見直しなどといった労働者保護ルールの後退が懸念される議論がなされています。働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることではなく、むしろ政府が掲げる経済の好循環とは全く逆の動きであると言えます。日本労働組合総連合会は、労働者保護ルールの改悪に断固反対します。</p> <p>また、政府内の一部の会議体の議論は、労働者保護ルールそのものにとどまらず、労働政策に係る基本方針の策定の在り方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されています。雇用や労働の政策は、ILO(国際労働機関)の三者構成主義の原則に基づき労働政策審議会において議論すべきであり、こうした提言は、国際基準から逸脱したものと言わざるを得ません。</p> <p>こうした現状に鑑み、次の次項を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出くださるよう請願いたします。</p> <p>【請 願 事 項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度の導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入などは、行うべきではないこと。 2 低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うべきこと。 3 雇用や労働の政策に係る議論は、ILOの三者構成主義の原則にのっとり労働者代表委員、使用者代表委員、公益代表委員で構成される労働政策審議会で行われるべきであること。 			

付託委員会

経済建設常任委員会